

平成 29 年 10 月 17 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震で被災した
被保険者の利用料の免除に関する取扱いについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震で被災した
被保険者の利用料の免除に関する取扱いについて

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局介護保険計画課等より都道府県介護保険主管部あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町 3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 86)

平成 29 年 10 月 2 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の
利用料の免除に関する取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の取扱いにつきましては、これまで厚生労働省より発出されている事務連絡において、免除の要件等について示されてきたところです。

本件に関しまして、今般、厚生労働省より利用料の免除証明書を提示することによる利用料の支払い免除に関する取扱いについては、平成 29 年 9 月 30 日をもって終了する旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、熊本県内の市町村の被保険者であって他の都道府県に避難されている方もいらっしゃることから、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。